

第 6040 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 9月12日 水曜日
----------------	--	--

発行所	三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二） 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB： http://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

少額減価償却資産

Q：減価償却資産でも、減価償却の方法によらず、取得した事業年度または3年間で損金の額に算入できる特例があるとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

減価償却とは費用配分の原則に基き、取得原価を耐用年数にわたって各事業年度に配分することをいいます。減価償却資産は、通常使用期間が1年を超えるため、期間損益計算を正しく行うために、一定の方法(定額法や定率法など)により、減価償却資産の取得原価を耐用年数の期間にわたり、費用配分することになります。

ただし、取得価額が10万円未満の金額的に重要性の乏しいものや、費用配分の必要のない使用可能期間1年未満の資産については、事業の用に供した事業年度に全額を費用計上することが認められています。

また、取得価額が20万円未満の資産については、事業の用に供した事業年度ごと一括して3年間で損金算入する方法を選択することも認められています。

さらに、一定の中小企業者(資本金1億円以下の会社など)については、取得価額30万円未満の資産を取得した場合に、その取得価額全額(年間300万円を限度)をその取得事業年度に損金に算入することが認められています。

